

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成27年1月27日開催）

付議事案名：安心安全カメラ（防犯カメラ）整備に関する検討について

提案課 行政管理部防災安全課

議事要旨公開・時限非公開の別

- 決裁後公開します (をチェックした場合、その理由)
 (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

(付議目的・理由)

市民の安心・安全に寄与する安心安全カメラの整備について、庁内検討会を設置し安心安全カメラの設置・運用基準等について検討を行うに当たり、庁内の合意形成を図るため付議する。

(経過及び現状)

- 平成26年 6・9・12月 防犯カメラに関する一般質問
- 平成26年 7～11月 他市情報収集、関係課・商工会と意見交換
- 平成26年 12月 設置・運用基準の整備手法の検討

(具体的な措置)

- 平成27年 2～3月 庁内検討会（設置・運用基準案の検討）
- 4月以降 個人情報保護審議会へ諮問、パブリックコメントの実施
- 保護審答申後 設置・運用基準の決定、議員へ説明
設置補助金要綱作成、補正予算計上
市民等へ周知（HP、商工会等）

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

・2月から3月に予定されている庁内検討会は、どれ位の回数で結論を出す予定なのか

慎重な議論が必要であるが論点は明確である。時間的な制約もあるので基本的に3・4回程度と考えている。

・個人情報保護審議会への諮問が4月以降となっているが、いつ頃を想定しているのか

庁内検討会の検討状況にもよるため、現時点では、明確にはお答えできない。

・防犯カメラの映像データを他機関に提供する際に、何をもって可能となるのか
法や条例に定めがある場合や、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合である。

・市としての方針として決めていく必要があるため、十分に議論検討し、条例提案する必要があると考える

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を進めていく。